

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	第2回宍粟市手話施策推進会議	
開 催 日 時	平成30年11月12日（月）午後2時～4時	
開 催 場 所	宍粟防災センター5階ホール	
議長(委員長・会長)氏名	委員長 岩本 吉正	
委 員 氏 名	（出席者） 岩本吉正、鳥越隆士、池上睦、藤田敏、八木(昌)、八木(春)、春名郷子、坂本幸子、尾形治美、志野木里美、安東智子、井上千景 （関係機関） 学校教育課副課長 谷尻 社会教育文化財課係長 宮辻	（欠席者） 石原伸吾、門前真弓
事 務 局 氏 名	田中、平瀬、後藤、伊藤	
傍 聴 人 数	1名	
会議の公開・非公開の区分及び非公開の理由	<input checked="" type="checkbox"/> 公開・非公開	（非公開の理由）
決 定 事 項	（議題及び決定事項） 1. 前回指摘事項と見直しの方向性について 2. 平成30年度手話施策実施状況について 3. 平成31年度手話施策実施予定事業について	
会 議 経 過	別紙のとおり	
会 議 資 料 等	別紙のとおり	

(会議の経過)

発言者	議題・発言内容
事務局(田中)	ただいまより第 2 回宍粟市手話施策推進会議を開会する。開会に当たり、岩本委員長よりご挨拶をお願いしたい。
岩本委員長	本日は本年度 2 回目の会議となるが、下半期に入っているため、手話施策の検証を行っていきたい。また、次年度に向けての施策の推進方法などについても意見を深めていきたいと思っている。
事務局(田中)	それでは協議事項に移る。これより議事の進行を岩本委員長にお願いする。
岩本委員長	これより 2 時間、スムーズな進行となるよう協力をお願いしたい。次第に従い、協議事項 1「前回指摘事項と見直しの方向性」について事務局より報告を求める。
事務局(平瀬)	協議の前に 1 点報告がある。10 月にビデオ通話の取り組みについて、プレス発表を行い、時事通信社に取り上げていただいた。資料を机上に配布しているので確認いただきたい。 これに伴い、県内外の自治体より問い合わせも入っている。また、本資料については、無断での複製配布、公開等を行わないようにご留意いただきたい。
岩本委員長	《資料 に基づき説明》 資料 について意見はあるか。
尾形委員	緊急時の団体派遣とはどのような依頼だったのか。
事務局(平瀬)	冠婚葬祭関係で団体より通訳依頼を受けたものになる。
尾形委員	冠婚葬祭で団体派遣と言うのがよくわからないが、個人の依頼ではないのか。
事務局(平瀬)	ろうあ協会より葬儀での派遣依頼を受けたため、これを団体派遣としてカウントしている。

岩本委員長	他に意見はあるか。それでは次に協議事項 2 について事務局より報告を求める。
事務局(平瀬)	《資料 に基づき説明》
岩本委員長	資料 について意見はあるか。
池上委員	<p>全体として、ろう者自身がもっと豊かに手話を使うための施策が見られないという感じがある。高齢化に伴い、情報を得ることが困難な人はどんどん社会から孤立してしまう。そういう人のために交流や居場所作りのような施策を考えていかないとこれからの聴覚障害者の高齢化に対応していくことができないのではないかと。</p> <p>こういった課題を今後の施策として考えていただきたい。</p>
事務局(平瀬)	<p>ご指摘のとおり、現状は市民向けの施策が中心となっている。居場所作りについては、他市町での実施例などを参考に課内で検討している。課題としては実施場所をどうするかという問題がある。今後、検討していく中で進捗状況等について報告していきたい。</p>
池上委員	<p>三木市ではタブレットを市内の公民館に設置したが、利用が無くタブレットの設置をやめてしまった。</p> <p>これは聞こえない人たちの意見を十分に聞けなかったことに原因があると感じている。施策を行うに当たっては、聞こえない人が実際どんな問題を抱えているのか把握し、ろう者の実態に合わせた施策を考えていく必要がある。</p>
事務局(平瀬)	<p>宍粟市では、市内のろう者がこれまでより簡易に問い合わせができる環境づくりを進める中で、タブレット端末を購入してビデオ通話での対応を始めた。</p> <p>現在の手話施策については、理解や啓発が中心となっているが、今一度条例の意義を確認し、施策の充実を図っていきたい。</p> <p>宍粟市では、これまでもろうあ協会と相談しながら進めてきた経緯があるため、こういった関係の中で進めていきたいと考えている。</p>
岩本委員長	他に意見はあるか。

坂本委員	<p>前回も尋ねたが、3ページの1-(3) 職員対象手話研修について、市民局職員を対象とした手話教室とあるが、一斉に始めるのは難しいため、まずは聴覚障害の方がよく利用される福祉センターなどの職員を優先して実施してはどうか。</p>
事務局(平瀬)	<p>宍粟市では部内で所属長会議を開催しており、その中で職員対象の手話教室の実施について依頼している。</p> <p>実は1度依頼を受けていたが、依頼日が2,3日後であったため再調整をお願いした。</p>
岩本委員長	<p>職員対象の手話講座に関して、こういった内容で指導しているのか。例えば、実際ろう者の方に対して手話を用いて窓口対応を行うという体験をしてもらうこともできると思うがいかがか。</p>
事務局(平瀬)	<p>新規採用職員への手話講座については、1時間という限られていが、聞こえのしくみなどの理解から挨拶や自分の名前などを手話で覚えてもらっている。</p> <p>また、職員対象の研修についてもろう者の講師を入れた形で実施して欲しいとの意見があるが、現状は設置通訳者で対応している。</p>
岩本委員長	<p>実際のろう者との会話は、聞こえる人同士で再現することはなかなか難しいため、ろう者との関わる体験が大事であると思うので、検討いただきたい。他に意見はあるか。</p>
安東委員	<p>先日、宍粟消防署での手話教室を見学した。消防署員の手話学習に対する意気込み、意欲の高さに大変驚いた。質問もたくさんあり、とても有意義な手話教室だったと感じた。できることなら、今後も年に1回、定期的に開催して欲しい。</p> <p>消防署員の方の話の中で、緊急時、特に命に関わる場面や救急搬送される際の初動対応で、意思疎通がいかに重要かという話があった。その話を聞き、ろう者、消防署側も救急車に手話通訳者が同乗することを強く要望されていたように感じた。</p> <p>その要望を受け、市は手話通訳者が救急車に同乗できないという返事だったと聞いたが、これはどうしてなのか。</p> <p>初動対応というのは、その人の命に関わる可能性がすごく高いと思う。どうして手話通訳者が救急車に同乗できないのか理由があれ</p>

安東委員	ば教えていただきたい。
事務局(平瀬)	<p>宍粟市意思疎通支援事業では、これまでの実際のケースなど経験から緊急時の派遣体制を整えている。</p> <p>その中で救急車両への同乗について、他の県内自治体の状況についても確認をとったが、条件なしで同乗を認めているところはなかった。</p> <p>緊急時の派遣体制では、消防署の指令センターから緊急携帯等に連絡が入るようになっており、連絡が入れば手話通訳者に連絡し、搬送先の医療機関へ向かうように指示することになっている。</p> <p>偶然、現場に居合わせて同乗を求められるケースも想定されるが、意思疎通支援事業としての緊急対応は基本的に搬送先での意思疎通を想定して体制整備を行っている。</p>
安東委員	<p>救急車両への同乗は、何か条件が付けば可能なのか。意思疎通支援事業では認められないということは、他の事業ではそれが可能になるということなのか。</p>
事務局(平瀬)	<p>あくまで個人として救急車に同乗される場合については、市は制限をしていない。</p> <p>現状、市の意思疎通支援事業としては、同乗時のあらゆるリスク等を考慮した上で、搬送先での派遣対応としている。</p>
安東委員	<p>救急車両乗車後にすぐ容体が変わることも考えられる。</p> <p>搬送先へ手話通訳者を派遣しても手遅れになることも考えられるが、もう少しろう者や消防署の立場を考慮して、救急車に通訳が乗ることを検討できないのか。</p>
八木(春)委員	<p>安藤委員の話はよく理解できる。ただ、救急車で搬送された時に、病院側が処置費などを同乗者に請求するというケースもある。</p> <p>救急車に乗るだけで済めば良いが、例えば搬送先を A 病院にするか、それとも B 病院にするかとなった時、搬送先の判断を同乗者に求められこともある。その結果、搬送途中で亡くなった場合、「同乗者がこっちに行けと言った。」という話になる可能性がある。</p> <p>もしその同乗者が手話通訳者だった場合、その責任を手話通訳者が取れるのか。市が救急車両への同乗を認めていないのは、こうい</p>

八木(春)委員	<p>ったことが理由にあるからではないのか。</p>
池上委員	<p>三木市でも救急搬送の通訳について、一応形を作っているが、宍粟ではどのように通訳者に連絡を取っているのか。</p> <p>三木市の場合は、消防署に通報が入ったら、消防署から通訳者に直接連絡が入り、その後は通訳者同士で連絡をとり誰が向かうのか決めている。</p> <p>また、通訳者がどこで救急車に乗るのかということ、通訳者を拾うために遠回りしている時間もないため、搬送先の病院が決まれば通訳者はそこへ向かうという形になっている。もし救急車へ同乗するということになれば、それはとても難しい問題であると認識している。</p> <p>それともう1点、これからの手話等の啓発で、救急車両で病院へ搬送する間にどう対応していくのかということ消防署員と一緒に考えていく機会にして欲しい。</p> <p>また、緊急時の派遣体制について、それぞれの役割をどのように整理して進めているのか教えて欲しい。</p>
事務局(平瀬)	<p>宍粟市では緊急時専用の携帯電話を1台設置しており、ろう者が搬送された場合、指令センターから携帯に連絡が入るようになっている。これまでは、手話通訳者の名簿を消防署へ提出し、直接連絡をしてもらうようにしていたが、平成27年度から設置通訳者の配置に伴い、今の派遣体制を整備し、緊急対応が可能な手話通訳者には事前に同意を得て、連絡時の優先順位を決めた名簿を作成している。</p> <p>仮に夜間や休日に担当者が電話を取れなくても名簿には通訳者の連絡先が記載されており、救急隊員が直接通訳者に連絡できるようになっている。</p> <p>名簿については、西はりま消防署及び宍粟消防署、宍粟総合病院に渡している。また、本庁及び市民局の宿直事務所にも緊急携帯の番号と課長及び副課長、担当者の連絡先を記載した名簿を配置している。現状では、行政、消防、病院がある程度、連携がとれる形ができていると思う。</p>
池上委員	<p>宍粟市の体制については良い体制が出来ていると思う。これから三木市でも同じようにできないかと感じた。</p> <p>消防署員への啓発・研修も含めて一体的に進めていただきたい。</p>

事務局(平瀬)	<p>消防署でもコミュニケーションボードなどを作成し、柔軟に意思疎通が図れるよう積極的に取り組んでいる。</p> <p>手話が通じるだけでろう者の安心感が全く変わってくるため、これからも積極的に医療現場や救急現場の職員を対象に研修を実施していきたい。</p>
岩本委員長	<p>他に意見はあるか。</p>
井上委員	<p>自分の体験になるが、市外の美容室へ行った時、受付に「耳の不自由な方、お声をおかけ下さい。手話通訳できます。」というステッカーが貼ってあり、凄く良いことだと思った。このことを受付の方に尋ねると、「店長が手話講座を受け、スタッフにも手話の講習をしている。」と言われていた。</p> <p>手話の技術に関係なく、こうして耳の不自由な方に目を向けてくれている店の姿勢がすごく嬉しかった。そのような店が市内にも増えれば、宍粟市も優しい地域になっていくのではないかと思う。</p> <p>宍粟市でも手話講座を受講した事業者に対してステッカーを配布してはどうか。</p>
事務局(平瀬)	<p>そのような取り組みをされているのは初めて聞いた。そのステッカーは市で作成されているものか。</p>
井上委員	<p>市で作成されたかは分からないが、ピンク色でハートの形をしており作りはしっかりしていた。そのことを知り合いのろう者に話すと「その美容室に行きたい。」と興味を示されていた。</p> <p>日常生活のいたるところで手話が溢れているということは、こういうことなのかなと感じた。</p>
事務局(平瀬)	<p>聞こえない方が見てわかるようにステッカーを配置していることは、とても工夫されていると感じた。</p> <p>宍粟市では、年度末にはじめての手話教室、次年度には奉仕員養成講座を実施するため、商工会に協力をいただきながら事業者への周知や呼びかけを積極的に行っていきたい。</p>

藤田委員	<p>市内のコンビニなどでもコミュニケーションボードなどを配置して活用してもらえるようになれば良いなと思います。</p>
事務局(平瀬)	<p>コミュニケーションボードについては、災害用コミュニケーションボードを市で制作したいと考えている。</p> <p>コミュニケーションボードがうまく活用できれば、事業所向けや様々な生活シーンに合わせたものを作成しても良いのではないかと考えている。</p> <p>ここ数年、宍粟市でも特に風水害によって大きな被害が続いており、市民の危機意識も高まり、避難される方も非常に増えてきている。こういった状況の中で、聞こえない方が避難された際に、避難所担当職員と円滑にコミュニケーションを取るためのボードを作りたいと考えている。これについては資料 で詳しく説明したい。</p>
岩本委員長	<p>全国の市町村でコミュニケーションボードが作成されている。確か横浜市だったと思うが、そちらの取り組みもぜひ参考にさせていただきたい。他に意見はあるか。</p>
八木(昌)委員	<p>今年からビデオ通話が始まったが、これまでは市へ相談する時は市役所に直接行っていたため、時間がかかっていた。しかし、ビデオ通話ができるようになり、何か相談したいと思った時に、自宅やその場からやり取りができるようになった。</p> <p>メールでは内容がつかみにくいことがあるため、実際顔を合わせて手話でコミュニケーションができるようになり良かった。これからは是非続けて欲しい。</p>
藤田委員	<p>ビデオ通話での対応を始めていただき感謝している。例えば障害福祉以外のことについてビデオ通話で問い合わせた際には、設置通訳者が他の部署へ確認をとって返事をして欲しい。後日、窓口に行く必要がないように、その場で結果をすぐ知らせる体制をとってほしい。</p>
事務局(平瀬)	<p>現在、当課に障害福祉以外の内容で問い合わせがあった場合、こちらで答えられる内容はその場で回答している。また、確認が必要な場合については、誤った回答はできないため、一度担当課に確認した上で返事をしている。</p>

事務局(平瀬)	<p>手続きが必要かどうかについては、その内容を確認しないと一概には判断できないため、窓口で手続きが必要であれば、手続き方法等を伝えることになる。</p>
岩本委員長	<p>前回会議時に八木委員から登録通訳者の研修会にろう者も参加したいという話があったと思うが、その後どのように進んでいるか伺いたい。</p>
事務局(平瀬)	<p>今年度については、当初の計画より講師を既に決定しており、内容についても依頼している状況である。</p> <p>ろう者が参加するというのは、事例検討についてか。</p>
藤田委員	<p>登録手話通訳者とろう者が色々な問題について意見交換する場を設けて欲しい。</p>
八木(昌)委員	<p>加えて、ろう者と健聴者が1対1形式で模擬通訳を行うような内容を取り入れていただきたい。</p>
尾形委員	<p>事例検討の中で、ろう者役として研修に参加したいということではないか。また、研修で講師が登録手話通訳者に対してどのような話をしているかということも聞きたいことであったと記憶している。</p>
事務局(平瀬)	<p>そういった方法が可能かどうかについては、講師に確認する中で進めていきたい。</p> <p>以前にろう者と手話通訳者、行政の三者での話し合いの場を持ってほしいという意見を伺ったが、本件は現任研修にろう者が参加できないかということで良いか。</p>
八木(昌)委員	<p>研修会に参加したことがないため、研修の内容が分かればろう者の立場として話ができることがあると思う。</p>
事務局(平瀬)	<p>現任研修の中でろう者を含めた研修を実施できるかどうかについては、兵聴協や担当講師に相談しながら方法を検討したい。</p>

岩本委員長	<p>それでは、時間が迫っているため、協議事項 3 について事務局より報告を求める。</p>
事務局(平瀬)	<p>《資料 に基づき説明》</p>
岩本委員長	<p>資料 について意見があればお願いしたい。</p>
安東委員	<p>来年度の手話教室の目標を市内小中学校全校としているのはとてもうれしいことである。全小中学校で実施するために、行政として具体的な方法等を考えているのか。</p>
事務局(平瀬)	<p>事業の周知については、新年度当初に校長会で手話教室の説明を行うとともに学校宛に文書で依頼を行っている。</p> <p>学校を訪問して依頼してはどうかという意見もあったが、訪問する場合は、ろう者の方と同行して依頼をしたいと考えているため、ろう協と相談しながら進めていきたい。</p> <p>また、難聴児が入学する学校などがあれば、そういったところに積極的に働きかけていくという方法もあるため、そのあたりは学校教育課に相談して周知を進めていきたい。</p>
安東委員	<p>実際に小中学校を訪問するのは良い方法だと思う。来年度、難聴の児童が入学する小学校があると聞いている。そういった学校では、ぜひとも手話教室を実施してもらおうよう働きかけてもらいたい。</p> <p>併せて、学校の福祉教育の中に手話教室を位置づけてもらうように教育委員会にも働きかけてもらえれば、より具体的に話が進んで行くと思う。</p>
池上委員	<p>宍粟市では手話教室が積極的に進められているが、これだけの数の教室を実施するとなると、講師側の負担も大きい。</p> <p>手話教室については講師の養成、指導計画の内容については施策の中に盛り込まれていないため、その辺りを 1つの施策として盛り込むことはできないか。</p> <p>ろう者が講師として聞こえる人への伝え方や内容を学ぶことはとても良い経験となる。講師という役割を通して、ろう者が自分たちの言語を使って人前で自信を持って話すことにもつながる機会になると思う。</p>

事務局(平瀬)	<p>手話教室の講師養成や指導方法の確立については、現在は運営委員会に一任している。</p> <p>行政として講師のスキルアップを図るような研修等が実施できるのか事例等をご存知であれば伺いたい。</p> <p>市としては、事業を実施する以上はどの講師が派遣されても同じ水準で教室を実施してもらいたいと考えている。</p>
池上委員	<p>例えば、難聴児への手話教室などの場合、当然講師も学習が必要となる。また、補聴器の取り扱いなどについては専門外であるため、そういった内容について市の事業として研修の機会を設けて欲しいと思う。</p>
事務局(平瀬)	<p>講師に対する研修やスキルアップについても兵聴協などで実施例がないか確認し、今後の方法を考えていきたい。</p>
藤田委員	<p>手話を教えるということも大事であるが、放課後などに難聴児などが集まって手話を学び、手話で話すことができる居場所を作ることができないか。難聴児の中には、聞こえないのは自分だけだと思っている児童もいると思う。同じような児童が集まる居場所ができることで、自分は1人ではない、仲間がいるということがわかり、児童の自信につながると思う。</p>
事務局(平瀬)	<p>以前、鳥越委員より難聴児が通っている学校と協力して手話の学習を進めていくことが大事という意見があり、聴覚障害児を含めた中で手話を学ぶことに大変意義があると伺った。</p> <p>居場所作りについては、場所の確保などの課題もあるが、状況を整理しながら検討したい。</p>
岩本委員長	<p>他に意見はあるか。</p>
八木(春)委員	<p>出産した時に新生児に対して聴覚の検査ができると聞いたが、宍粟市でも検査ができるのか。早い段階で聞こえの障害があると分かれば十分な支援が受けることも可能になり、聞こえの程度が改善されることもあるのではないか。</p>

事務局(平瀬)	<p>現在、全ての新生児に実施されているかは分からないが、新生児のスクリーニング検査で ABR などの脳波を用いた検査を行うことができる。</p> <p>人工内耳などは、できるだけ早期に装用することが望ましいと言われており、希望すれば検査を受けることができると聞いている。詳細については担当課に確認し、再度報告する。</p>
岩本委員長	他に意見はあるか。
尾形委員	<p>前々回でも発言したが、6 ページの統一試験対策講座の合格者数について、見込みが1名とあるが、合格率が例年 10%程度であるから1人とするのではなく、3,4名程度と目標を設定することができないか。</p>
事務局(平瀬)	市としても当然1人でも多くの方に合格してもらいたい。目標値については、課内で再度相談したい。
八木(昌)委員	4 ページの新規採用職員対象の手話講座について、内容では1時間×1回となっているが、目標値では1.5時間となっているためどちらが正しいのか。
事務局(平瀬)	<p>実績としては今年度も1時間であったが、本来、1.5時間は必要であるため、今後も要求をしていきたいと考えている。</p> <p>よって、内容の1時間については、1.5時間に訂正願いたい。</p>
尾形委員	<p>新人職員対象の講師については、是非とも聞こえない人に入ってもらいたい。職員の中には、聞こえない人と1度も会ったことが無い人もたくさんいると思うので、研修でろう者と接するだけでも十分価値があると思う。</p>
事務局(平瀬)	<p>宍粟消防署で手話教室を実施した際も講師派遣事業で対応しており、今後は新人職員研修についても同様に対応したい。実施予定事業については、適宜修正を行う。</p>
岩本委員長	他に意見はないか。特に意見が無い場合、本日の協議は以上で終了する。それでは進行を事務局に戻す。

事務局(田中)	<p>《その他連絡事項について報告》</p> <p>それでは閉会の挨拶を鳥越副委員長にお願いしたい。</p>
鳥越副委員長	<p>条例が制定され2年半が経過し、年々内容が大変豊かになってきた。また、委員の意見や要望もだんだん増えており、良いことだと感じている。そういった中で、再度この条文をしっかりと読み直し、どのような宍粟市にしていくのかというイメージ作りを行っていく必要がある。</p> <p>こういった会議では主に単年度ごとの議論を行うことになるが、今後5年、10年の中期目標を設定して施策を進めていく必要がある。</p> <p>今回も居場所作りやステッカーなど中期目標に向けた色々な意見が出された。そういったイメージを次回会議に持ち合わせて更なる議論が出来ることを楽しみにしている。</p>

発言者の表記は、「議長」、「委員」、「事務局」とする。